

ご遺族のための 手続きガイドブック

大東市

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

本市では、それらのうち、市役所内外で必要となる主な手続きについて、少しでも分かりやすく簡単に済ませていただけるように『ご遺族のための手続きガイドブック』を作成し、各種手続きのお手伝いやご案内をしております。

どうぞ、ご利用くださいますようお願いいたします。

令和5年



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

令和5年1月発行 発行:大東市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

記載されている広告は、大東市が推奨するものではありません。
広告への苦情やお問い合わせ等は株式会社ジチタイアドまでお願いします。☎092-716-1401(代表)

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

「子供や孫に負担をかけたくない」

「お墓の承継者がいない」など

時代の変化やニーズにお応えした

新たな形式のお墓です

いいもり
公営 飯盛霊園

合葬墓

虹の丘

Niji no oka

お墓の不安や悩みを、安心に。

「虹の丘」では、すべての管理を飯盛霊園組合が行います。

従来のお墓のように祭祀を引き継ぐ方を必要としないため、
単身の方や承継者がいない方も、安心してご利用いただけます。

死後だけでなく、生前にお申し込みいただくことも可能です。

虹の丘では、現在ご遺骨をお持ちの方も、
生前にご準備されたい方も、いずれもお申し込み頂けます。

使用申込
随時
受付中

2種類の埋蔵方式から お選び頂けます。

※関係四市(大東市・四條畷市・守口市・門真市)以外に
お住まいの方もお申し込みが可能です。
ただし、お住まいの住所地によって、
金額が異なります。

骨つぼ等の容器からお出しして埋蔵する

合葬方式

使用料額 (合葬のみ) **50,920円**

ご遺骨を骨つぼに入れたままで安置する

個別安置方式※

使用料額 (合葬+個別安置) **101,840円**

※10年安置後、安置期間の延長のお申し出がない場合は
容器からお出しして合葬します。

その他オプション 記名板に、氏名・生年月日・死亡年月日または家名等を刻字することも可能です。 ※上記の使用料額と別途、費用がかかります。

お申し込み方法・ご不明点等は、飯盛霊園組合事務所までお問い合わせ下さい。

大東市・四條畷市・守口市・門真市

▼お問い合わせは管理課まで

飯盛霊園組合 ☎0743-78-1195 (代表)



〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地

ご遺族様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出、手続きが生じてくると存じます。

それらのうち、市役所内外で必要となる主な手続きについてこのガイドブックでご案内しております。

お手続きの際のご参考になれば幸いです。

「死亡・相続」に係る主な手続き

死亡に関する手続き

A. 死亡の届出

- 遺体の搬送 → ① 死亡届(戸籍) → 葬式・火葬等

- ① 死亡の届出
・死亡届 2ページ

B. 死亡に関する手続き

- 届出等の準備 → ② 行政機関への手続き → ③ 年金に関する手続き → ④ 民間等への手続き ※順不同

- ② 行政機関への手続き
・介護保険 4ページ
・国民健康保険 5ページ
・市税 5ページ
など
※3～9ページに掲載しています

- ③ 年金の手続き
・年金 3ページ

- ④ 民間等への手続き
・預貯金など 10ページ

相続に関する手続き

C. 遺産分割協議前

- 故人の資産に関する
契約書等の調査
(遺言書を含む) → ⑤ 相続人の調査(戸籍) → 金融資産・動産の調査 → 不動産の調査 ※順不同

- ⑤ 戸籍謄本の取得 2ページ
法定相続情報証明制度 2ページ

相続放棄・限定承認

遺産分割協議

D. 遺産分割協議後

- 金融資産・動産の
名義変更等 → ⑥ 不動産の登記 → ⑦ 相続税の申告 ※順不同

- ⑥ 不動産の登記 11ページ

- ⑦ 相続税の申告 11ページ

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

P2～P12に記載の各種手続きについては、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、全ての方に対応するものではありません。掲載の各種手続きについては、各受付窓口へお問い合わせください。

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
住民票・戸籍	・亡くなった方の同居の親族 ・その他の同居者等	・死亡の届出	・死亡届 ・届出地 (亡くなった方の本籍地または届出人の所在地、死亡地) ・届出期間 (死亡の事実を知った日から7日以内)	市民課 市民情報グループ 本館1階 ☎072-870-4011 死亡届の休日・夜間の受付 東側通用口 宿直室	☐
	住民登録地が大東市で住民票が必要な方	・住民票の交付請求	・免許証等顔写真付官公署発行書類1点または健康保険証・年金手帳等顔写真なし官公署発行書類2点 請求できる人…同一世帯の人または相続人		☐
	本籍が大東市で戸籍謄本等が必要な方	・戸籍謄本等の交付請求	・免許証等顔写真付官公署発行書類1点または健康保険証・年金手帳等顔写真なし官公署発行書類2点 請求できる人…配偶者・直系血族の人、戸籍に記載のある人	市民課 証明発行グループ 本館1階 ☎072-870-4011	☐
	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合	・自動的に登録が廃止になります。			☐

おすすめ!

法定相続情報証明制度(詳しくは、法務局ホームページへ)

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

あらかじめ、市区町村の窓口で被相続人(亡くなられた方)に関する戸籍謄本等を収集して、法定相続情報一覧図を作成後、法務局(登記所)に申出していただければ、各種相続手続に必要な戸籍謄本の束の代わりとして、「法定相続情報一覧図の写し」を無料(※)で取得できます。

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

必要書類等は11ページをご覧ください。

(※) 戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。郵送による申出や「法定相続情報一覧図の写し」の交付には、所定の郵送料がかかります。

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
年金	国民年金を受給している方	・未支給年金請求(遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金・老齢年金)遺族基礎年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書、年金手帳または振込通知書等 ・請求する方の本人確認書類(運転免許証等)	守口年金事務所 お客様相談室 ☎06-6992-3031 (代) 音声案内1-2 予約 ☎0570-05-4890	☐
	国民年金に加入している方・受給前の方	・遺族基礎年金請求 ・死亡一時金請求 ・寡婦年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、以下の書類をお持ちになり右記窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金手帳 ・請求する方の本人確認書類(運転免許証等)	保険年金課 年金グループ 本館1階 ☎072-870-9654 ※未支給年金請求(老齢基礎年金)の手続きは市役所ではできません。	☐
	厚生年金を受給している方	・未支給年金請求 ・遺族厚生年金請求	※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、右記窓口でご相談ください。 ※年金事務所で相談・請求される場合は、混雑することがありますので、事前に予約してから来訪されるようお願いいたします。 ※代理の方が年金事務所に来訪される場合は委任状が必要です。	守口年金事務所 お客様相談室 ☎06-6992-3031 (代) 音声案内1-2	☐
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。			☐
	恩給を受給している方	総務省政策統括官(恩給担当)の相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400	☐
	農業者年金を受給している方	・死亡届(JA各支店まで届出てください。)	・亡くなった方の農業者年金証書 ・亡くなった方の死亡日を明らかにすることができる戸籍の謄本、住民票の写しまたは死亡日に関する市区町村長の証明書 ・その他 (上記以外に必要な場合もありますので、事前にJA各支店または右記窓口でご相談ください。)	お手続きはJA各支店で行います。 JA南郷支店 ☎072-873-1122 JA住道支店 ☎072-874-2255 JA四條支店 ☎072-876-5515 農業委員会事務局 東別館2階 ☎072-870-9620	☐
	企業年金を受給している方	各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。または右記窓口でご相談ください。		企業年金連合会 (年金相談室) ☎0570-02-2666	☐

不用品の回収・買取り

遺品整理

片付けのプロが 大切な思い出の品を 整理いたします。

おかげさまで

10周年

片付けガリバーだからできること



お部屋の除菌・消臭まで対応

お部屋のお片付け!

個室からお家1軒丸ごと、使われていない倉庫などどのような状況でも、気持ちの良い清潔な状態へ回復させます。



ジャンルを問わない

買取り

運び出せない家電や、店舗などの不良在庫なども積極的に買取りをいたします。



お客様は何もしなくて大丈夫!

不用品回収

提携している一般廃棄物収集運搬許可業者が、自治体の法令等を遵守し丁寧に作業を行います。



大切な資産を探し出す

貴重品探索

長年の経験を活かし全力でお探しします。持ち主だった方の性格などをお聞かせいただければより見つかりやすくなります。



旅立ちへのお手伝い

形見分け代行

故人さまの思い出や大切な品を選別してご親族さまへお渡しをいたします。オプションでお焚き上げも行います。



0120-041-819

見積無料

お気軽にご連絡ください

営業時間 9:00~20:00 年中無休

お急ぎの方はコチラまで 080-4395-5716【担当:平岡】

その他、お引越し、特殊清掃なども承ります。まずはお気軽にご相談ください。

有資格者
が作業

遺品整理士
遺品査定士
事件現場
特殊清掃士

片付けガリバー

運営会社 株式会社斑

東京海上日動火災賠償責任保険加入

クレジットカード支払いOK

早朝・夜間作業OK

〒570-0006 守口市八雲西町3丁目4-1

古物商許可番号 大阪府公安委員会 第62229R025935

<https://kataduke-gulliver.com/>

無料!HPから♪

メールで相談

LINEで相談



区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
保険	国民健康保険に加入している方	・保険証及び各種認定証返還 ・葬祭費支給申請(現金受取希望の方は15:00までに来庁要)	・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の限度額適用認定証等(該当の方) ・葬祭を行った方及び亡くなった方の氏名が確認できるもの(葬祭費の領収書、火葬許可証等) ・葬祭を行った方の印鑑(認印) ・葬祭を行った方の振込口座(振込希望の方) ・葬祭を行った方の本人確認書類(ご本人による現金受取希望の方)	保険年金課 本館1階 葬祭費担当 給付・庶務グループ ☎072-870-4012 保険証担当 賦課・資格グループ ☎072-870-0521	☐
	亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保加入者がいる場合	・世帯内の国保加入者全員に交付している保険証及び各種認定証の記載事項変更	・その世帯の国保加入者全員の被保険者証及び各種認定証		☐
	後期高齢者医療制度に加入している方	・被保険者証及び各種認定証の返還 ・葬祭費支給申請 ・高額療養費等の振込口座の変更(相続人代表届)	・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 ・葬祭を行ったこと及び葬祭執行者(喪主)が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状等) ・葬祭執行者(喪主)の印鑑(認印) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に葬祭執行者(喪主)の口座) ・相続人代表となる方の印鑑(認印) ・相続人代表となる方の振込口座がわかるもの	保険年金課 後期高齢者医療制度グループ 本館1階 ☎072-870-9629	☐
税	納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	・今後の納税について	・亡くなった方の納税通知書や領収書等 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)	納税債権課 議場棟1階 ☎072-870-0421	☐
		・口座振替の登録について	・新たに口座を登録される場合、預貯金通帳・届出印・キャッシュカード ※亡くなった方名義の口座で口座振替登録されている場合、新たに口座の登録が必要です。	納税債権課 議場棟1階 ☎072-870-0422	☐
	市府民税が課税されている方	・市税に関する相続人代表者指定届	・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)	課税課 市民税グループ 議場棟1階 ☎072-870-0418	☐
	固定資産(土地・家屋)をお持ちの方			課税課 資産税グループ 議場棟1階 ☎072-870-0419	☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
税	原動機付自転車等(大東市ナンバー)の車両を所有している方	・名義変更または廃車	・届出者の方の本人確認書類 ・ナンバープレート(廃車の場合や、名義変更時に大東市ナンバーを変更したいとき) ・毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	課税課 税制グループ 議場棟1階 ☎072-870-9646	☐
福祉(障害)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳返還届	・亡くなった方の手帳 ・福祉タクシー券 (所持している方は返還)	障害福祉課 西別館2階 ☎072-870-9630	☐
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	・受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院)		☐
	重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方	・異動届(重度障害者が亡くなったとき)	特にありません		☐
		・異動届 ・未支払い分の給付金請求(受給資格者(介護者)の方が亡くなったとき)	・重度障害者の振込先口座がわかるもの		☐
	障害者扶養共済制度に加入している方	・年金給付請求 (加入者が亡くなったとき)	・加入者の死亡診断書若しくは死体検案書(原本) ・加入者が消除された住民票 ・障害者及び年金管理者の住民票 ・加入証書(紛失の場合は紛失届) ・年金給付請求書(様式第8号) ・死亡、障害届書(様式第24号)		☐
		・弔慰金請求 (障害者が亡くなったとき)	・加入者の住民票 ・障害者が消除された住民票 ・加入証書(紛失の場合は紛失届) ・弔慰金給付請求書(様式第17号) ・死亡、障害届出書(様式第24号)		☐
		・死亡届 (年金受給権者が亡くなったとき)	・死亡、障害届出書(様式第24号)		☐

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☒
福祉(障害)	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	・死亡届 ・未支払請求(未支払分がある場合)	・受給者の死亡時に生計同一であった配偶者または扶養義務者の印鑑(認印)及び振込先口座がわかるもの	障害福祉課 西別館2階 ☎072-870-9630	☐
	障害福祉サービス、地域生活支援事業をご利用の方	・受給者証返還	・亡くなった方の受給者証		☐
	障害者ストーマ装具・紙オムツの給付を受けている方	・ストーマ装具、紙オムツの停止	・日常生活用具給付券(手元にある場合)		☐
	ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方	・利用登録削除依頼書	・亡くなった方の手帳 ・登録時のお問い合わせ番号がわかるもの		☐
	重度障害者医療費助成を受給している方	・資格喪失届及び医療証の返還、振込口座の変更	・亡くなった方の重度障害者医療証 ・相続される方の印鑑(認印) ・相続される方の本人確認書類 ・相続される方の振込先口座がわかるもの	福祉政策課 医療助成グループ 西別館1階 ☎072-870-9626	☐
	特別児童扶養手当を受給している方	・認定請求 ・未支払手当請求書 ・受給者死亡届	事前に右記にお問い合わせください。	子ども室 子ども支援グループ 西別館1階 ☎072-870-9655	☐
	特別児童扶養手当支給対象児童の方	・資格喪失届または額改定(減額)	・受給者である方(保護者)の印鑑(認印) ・特別児童扶養手当証書(資格喪失の場合)		☐

メモ

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
福祉(子ども)	児童手当支給対象の児童の方	・受給事由消滅または減額改定	事前に右記にお問い合わせください。	子ども室 子ども支援グループ 西別館1階 ☎072-870-9655	☐
	児童手当を受給している方	・受給事由消滅 ・未支払請求 ・認定請求			☐
	児童扶養手当支給対象の児童の方	・資格喪失または額改定(減額)			☐
	児童扶養手当を受給している方	・認定請求 ・未支払手当請求書 ・受給者死亡届			☐
	子ども医療費助成を受給している方	・資格喪失届、医療証の返還	・亡くなった方の子ども医療証	福祉政策課 医療助成グループ 西別館1階 ☎072-870-9626	☐
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	・資格喪失届、医療証の返還	・亡くなった方のひとり親家庭医療証		☐
	保育所・認定こども園・幼稚園等の在園児の保護者の方	・世帯状況等の変更に係る届出	右記にお問い合わせください。	子ども室 保育幼稚園グループ 西別館1階 ☎072-870-0474	☐
	児童通所給付を受給している方、または支給対象児童の方	＜受給者＞ 受給者変更手続き ＜支給対象児＞ 受給者証返還	＜受給者・支給対象児＞ 通所受給者証		☐
	就学援助申請者の方	・就学援助変更申請	右記にお問い合わせください。	教育委員会 学校管理課 市民会館5階 ☎072-870-9642	☐

メモ

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
市営住宅	名義人 (同居していた 親族が引き続 き市営住宅に 居住する場合)	・入居の承継	承継にあたっては要件があります。 右記窓口にお問い合わせください。	建築課 西別館4階 ☎072-870-0480	☐
	名義人 (単身の場合)	・住宅の返還	市営住宅返還(立ち合いが必要 です。) 右記窓口にお問い合わせください。	※大東深野、大東寺 川、大東北新町、 大東南郷住宅は 大東市営住宅管 理センター ☎072-812-6710	☐
	同居者 (名義人以外)	・異動の届出	・異動届出書の提出		☐
し尿	し尿くみ取りを 利用している方	・し尿のくみ取り	右記にお問い合わせください。	環境課 環境衛生グループ 東別館2階 ☎072-870-9265	☐
浄化槽	浄化槽を使用し ている方	・浄化槽の清掃	浄化槽の清掃は、市の許可を受 けた浄化槽清掃業者へ連絡して ください。		☐
		・管理者の変更	右記にお問い合わせください。	四條畷保健所 衛生課 ☎072-878-4480	☐
犬	亡くなられた方 の犬を新たに所 有された方	・所有者の変更届	・鑑札などの登録番号がわかる もの	環境課 環境衛生グループ 東別館2階 ☎072-870-9625	☐
ごみ	ごみの処理(持 込)が必要な方	・ごみ処理の申込 ※電話予約必要	ごみの処分・持込について (大東市で発生したものしか持 込できません。) ごみの直接持込(有料、予約要) は、東大阪都市清掃施設組合に お問い合わせください。 臨時(引越)ごみ収集(有料、予 約要)は、市環境課にお問い合 わせください。 ※詳しくは、ごみ収集カレン ダーをご覧ください。	[ごみの直接持込] 東大阪都市清掃施 設組合 ☎072-975-5341 予約受付時間 月～金曜日の 9～16時 [臨時(引越)ごみ] 環境課 ☎072-870-9265	☐
農地	農地を相続され た方	・農地法第3条の3第1 項の規定による届出	(相続登記完了後) ・相続した農地の登記事項証明書	農業委員会事務局 東別館2階 ☎072-870-9620	☐
森林	森林を相続され た方 ※地域森林計 画の対象とな っている 森林のみ	・森林法第10条の7の 2第1項の規定による 届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書 など権利を取得したことが分か る書類	産業経済室 東別館2階 ☎072-870-9620	☐

「ご遺族のための手続きガイドブック」に掲載の行政情報は、令和4年9月現在の情報を掲載しています。
内容が変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

相続ってなに？

何をすればいい？

そんな**相続**に関する**お悩み** 【**司法書士事務所JLO**】に ご相談ください



「相続したけれども、何をしたらよいのかわからないから教えてほしい」

「個人ですべて手続きする自信がないから、手伝ってほしい」

私たちは、そんな皆様のご不安を、安心にかえることができるように努めてまいります。

相続に関して途方に暮れてしまう前に、時間や気持ちに余裕がないときなど、ご相談ください。

■お力になれること

相続の相談
各種手続き

相続の登記

戸籍収集

遺産分割協議書

預貯金相続・解約

遺産整理



「安心の創造を」をビジョンに掲げ、「正確・迅速・親切」を
モットーに、皆様のお役に立てることを目指している
40年以上の歴史のある事務所です。

代表司法書士 川村常雄

まずは、お気軽にお電話ください

 **司法書士事務所JLO**

 **072-874-3308**

〒574-0076 大阪府大東市曙町3-8

営業時間 平日9:00~17:00

E-mail office1@silver.ocn.ne.jp

時間外、休日の
対応も可能です。
ご相談ください

HPは
こちら
から



★大東市民会館西隣です！



死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

P2～P12に記載の各種手続きについては、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、全ての方に対応するものではありません。掲載の各種手続きについて、各受付窓口へお問い合わせください。

区分	種別	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
その他市役所以外で行う手続き(生命保険等)	生命保険等	・死亡保険金の請求	・保険金請求書 保険証券 ・戸籍謄本 死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって 必要書類は異なります。	加入している生命 保険会社または代 理店	☐
	損害保険等	・名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本等 保険会社・取引状況等によって 必要書類が異なります。	加入している損害 保険会社または代 理店	☐
	預貯金口座等	・口座凍結解除手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明等 金融機関・取引状況等によって 必要書類が異なります。	各金融機関等	☐
	株式等	・名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は 異なります。	各証券会社等	☐
	国債 (戦没者弔慰金)	・記名変更 ・償還金受領	・国債(または証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局	☐
	普通自動車及び二輪車 (125cc超)	・自動車税種別割に関すること及び名義変更等に関すること	普通自動車の税金(自動車税種別割)については、右記へお問い合わせください。	大阪府北河内府 税事務所 枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センター ビル内 ☎072-844-1331	☐
			普通自動車及び二輪車(125cc超)の名義変更等については、右記へお問い合わせください。	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町 12-1 ☎050-5540-2058	☐

区分	種別	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
その他市役所以外で行う手続き(生命保険等)	軽四輪及び軽三輪	・名義変更または廃車	軽四輪及び軽三輪の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町 4-20-1 ☎050-3816-1841	☐
	国税関係	・相続税申告 ・所得税(準確定申告・手続き) ・消費税(準確定申告・手続き)	国税庁ホームページでご確認ください。 www.nta.go.jp	門真税務署 門真市殿島町8-12 ☎06-6909-0181 (国税に関する一般的なご相談については、「国税局電話相談センター」において、国税局の職員がお答えしています。)	☐
相続	不動産登記関係	・所有権移転登記(土地・家屋等の相続)	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本 ・亡くなった方の住民票除票または戸籍の除附票等 ・相続人全員の現在の戸籍謄本 ・相続人の住民票または戸籍の附票等 ・登記申請書 ・評価証明書等 事案によっては他の書類(遺産分割協議書等)が必要となります。詳細は法務局ホームページの「不動産登記申請手続」をご覧ください。 手続案内を希望される方は事前に案内予約をお取りください。	大阪法務局 東大阪支局 東大阪市高井田元町 2-8-10 東大阪法務合同庁舎 ☎06-6782-5413 音声案内に従ってください。	☐
	法定相続情報証明制度	・各種相続手続きに利用することができる法定相続情報一覧図の写しの交付(無料)	・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本 ・亡くなった方の住民票除票または戸籍の除附票等 ・相続人全員の現在の戸籍謄本 ・申出人の氏名、住所を確認することができる公的書類 ・法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書 ・法定相続情報一覧図 事案によっては他の書類(各相続人の住民票の写し)が必要となります。詳細は法務局ホームページの「法定相続情報証明制度」をご覧ください。		☐

区分	種別	主な手続き	必要なもの	受付窓口	☑
相続	遺言書 (法務局保管)	・遺言書が預けられているかを確認する 「保管事実証明書の交付請求」	法務省ホームページの「自筆証書遺言書保管制度」をご覧ください。 だくか、事前に右記へお問い合わせください。	大阪法務局 東大阪支局 東大阪市高井田元町 2-8-10 東大阪法務合同庁舎 ☎06-6782-5413 音声案内に従ってください。	☐
		・遺言書の内容を確認する「遺言書情報証明書の交付請求」			☐
	遺言書	・検認・開封	事前に右記へお問い合わせください。	大阪家庭裁判所 大阪府中央区大手 前4-1-13 (家事事件係) ☎06-6943-5745	☐
相続放棄	相続放棄	・相続放棄の申立	事前に右記へお問い合わせください。		☐
その他市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT西日本)	・契約継承・解約	NTT西日本の場合 (まずは、右記へ連絡してください。) ・契約者の死亡が記載されている 戸籍謄(抄)本 ・契約者と相続人の関係がわかる 戸籍謄(抄)本	(NTT西日本の場合) 局番なしの116 携帯からは ☎0800-200-0116	☐
	携帯電話	・名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	☐
	インターネット	・名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社	☐
	NHK受信料	・名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077 9時～18時	☐
	水道・下水道	・名義変更・閉栓	右記に連絡し、手続きを行ってください。	大東市上下水道局 お客さまセンター 大東市灰塚4-1-1 ☎072-871-1193	☐
	電気(関西電力)	・名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	関西電力 ☎0800-777-8810	☐
	ガス料金 (大阪ガス)	・名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	大阪ガス ☎0120-5-94817	☐

✕毛

✕毛

弁護士が相続のお悩みを 解消までサポートいたします

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

相続においては、法律だけでなく、人と人との感情的な問題も複雑に絡まり合います。

少しでもその負担を取り除けるように、お悩み事を丁寧に聞き取り、

解消までサポートいたします。相続でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

地域密着型
事務所



財産 調査

故人が遺した
財産や借金、
何がどれだけ
あるか調べたい。

遺産の分け方について、
どうやって話を進めたら
良いかわからない。

遺産 分割

残された借金を
相続したくない。

相続 放棄

交通事故や労災で
亡くなったため、
故人の損害賠償を
請求したい。

損害 賠償

遺留分

ほかの相続人に
遺産のほとんどを
遺すという遺言書が
作られていた。

相続人のひとりが
親の財産を
使い込みしていた。

不当 利得



大東法律事務所にお任せいただくと

ワンストップ サービス

弁護士を中心とし、提携
している司法書士や
税理士があらゆる
相続手続をサポート
いたします。

高度な 知識と品質

相続分野を多く扱って
いる弁護士による、質の
高い、高度なサービスを
提供いたします。

明確な費用

弁護士費用は事前に
明確にお伝えします。
ご希望の方には無料で
お見積書も作成して
おります。

\弁護士による/ 無料相談 実施中

(事前御予約制)

「お悔やみハンドブックを見た」と
お伝えください。



大東法律事務所

DAITO LAW OFFICE

〒574-0046 大東市赤井1丁目3-18 白井ビル2階

JR学研都市線 住道駅 徒歩約3分



森元鷹志
(大阪弁護士会所属)

☎072-813-0595

受付時間／10:00～19:00(土日祝を除く)

<https://daito-law.com/>



地域密着

住道駅前 駅近ですぐ
アクセス可能!

複雑な遺産相続や 遺言で悩んでいませんか?

お客さまと未来を一緒に創る関西あおぞらは、

みんなが幸せになれる解決方法を提案いたします。相続は複雑で、期日がある場合も
多いものです。お近くの事務所に相談するのが便利で、迅速に進められます。

※相談は、司法書士法3条1項6～8号に定められた事項に限る。

遺産相続 遺言書 遺言承継業務

相続登記、相続人不明の場合の
調査、相続財産管理人選任申立、
遺産分割協議書、遺言、相続必要
書類の収集などお客さまの要望
に合わせ親身に対応します。

不動産登記 不動産個人取引

個人売買は契約書作成も含めて
サポート。売買、贈与、離婚時の
財産分与、交換、事業融資、住宅
ローンの(根)抵当権設定、借換え
などの不動産登記が専門です。

空き家問題 不在者財産管理人

社会問題になっている空き家対策
にも力を入れています。行方不明
者の不在者財産管理人の選任
申立、中立型調整役の立場での
紛争解決までお任せください。

住宅ローンや借金の返済もお任せください! 下記内容にも対応いたします。

過払い金返還

借金整理

住宅ローン延滞

任意売却

自己破産

会社設立

会社の登記

法律相談 初回無料

複雑な相続手続きに悩みはつきものです。
ひとりで悩まないでまずはご相談ください。

代表司法書士 水野喜夫 / 行政書士 水野知咲 / スタッフ他4名(2022・10月現在)



司法書士・行政書士・法務コンサルタント 関西あおぞら合同事務所

必ず電話予約のうえ、ご来所ください。

☎072-869-6106

HPはこちらから検索 **④ 関西あおぞら**

所在地 / 〒574-0026 大東市住道二丁目7番13号 サンシャイン淀201号室



アクセス/住道駅前のドトールコーヒー(サンメイツ2番館)前の階段を降り、川沿いに左・京橋方向(西)へ100m。

メモ

委任状

(あて先) 大東市長

令和 年 月 日

私(委任者)は、次の者を代理人として、以下の申請または届出内容に関する権限を委任します。

(頼む人) 委任者	現住所		印 スタンプ式の印は不可
	新住所		
	氏名		
	電話番号		

住所変更届の場合のみ新住所も記載する。

印鑑登録の場合は登録する印鑑を押印する。

(頼まれた人) 代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	

【申請または届出する□に✓を入れて、必要な場合は()内を選択して○で囲んだ上で、必要通数を記載して下さい。】

【誰の】 の

- ☐ 住民票の写し【世帯全員】(本籍入り・続柄入り・マイナンバー入り) 通
☐ 住民票の写し【世帯一部】(本籍入り・続柄入り・マイナンバー入り) 通
☐ 住民票の除票の写し(本籍入り・続柄入り・マイナンバー入り) 通
☐ 住民票記載事項証明書(本籍入り・続柄入り・マイナンバー入り) 通
☐ 戸籍全部事項証明書【戸籍謄本】 通 ☐ 戸籍個人事項証明書【戸籍抄本】 通
☐ 除籍全部事項証明書・原戸籍全部事項証明書【除籍謄本・原戸籍謄本】 通
☐ 除籍個人事項証明書・原戸籍個人事項証明書【除籍抄本・原戸籍抄本】 通
☐ 戸籍証明(出生から死亡まで・ から まで) 通
☐ (出生届・婚姻届・離婚届・) 受理証明書 通
☐ (出生届・婚姻届・離婚届・) 記載事項証明書 通
☐ 身分証明書 通 ☐ 独身証明書 通 ☐ 課税証明書 通
☐ 戸籍の附票【全部】 通 ☐ 戸籍の附票【一部】 通
☐ 住所変更(転入・転出・転居) ☐ 世帯変更(世帯分離・世帯合併・世帯構成変更・世帯主変更)
☐ 印鑑登録(登録・廃止・再登録) ☐ 住民票コード確認書 通
☐ マイナンバー(通知カード紛失届及び再交付申請・通知カード記載事項変更手続・マイナンバーカード交付申請書発行)
☐ その他(具体的に 記載して下さい。)

- 注1 委任者本人の署名押印または記名押印が必要です。シャチハタ等のスタンプ式の印は不可です。
- 注2 戸籍の証明書が必要な場合、本籍および筆頭者の氏名を別紙の証明書交付請求書に必ず記載して下さい。
(例) 本籍 大阪府大東市谷川一丁目1番 ・ 筆頭者 大東太郎
- 注3 申請または届出内容が具体的に記載されていない場合は、お受けできません。
必要な証明書の名称や手続きの内容等を具体的に記載して下さい。
(例) × 「証明書の申請」
○ 「大東太郎の住民票の写し【世帯全員】(本籍入り・続柄入り)1通の交付申請」、「大東花子の戸籍謄本1通の交付申請」
- 注4 申請内容の確認の為、お電話することがございますので、電話番号をご記載下さい。
- 注5 マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写しは、交付請求時に申請者があらかじめ郵送料分の切手を貼った返信用封筒をご用意下さい。ご用意された封筒に住民票の写しを入れ、委任者の住所宛てに郵送いたします。
- 注6 代理人の本人確認をいたします。代理人の有効期限内の運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)等の原本をご持参下さい。

※大東市役所での手続きでお使いください。

21

この度は、心よりお悔やみ申し上げます。

私たちは、ご遺族様の **お悩み** に寄り添う

不動産相続の プロフェッショナルです。

「不動産」も「相続」も、日常には馴染みのない難しい分野。
突然のことに、どうしたらいいかお悩みではありませんか？
不動産の相続は、ご事情によってお悩みも手続き方法も様々です。
弊社では、**売却・買取・賃貸管理・相続登記サポート**
など、皆様に合わせた最適なご提案をいたします。



不動産の相続って
何をすればいいの？

相続しても、管理
できるか不安だな...



株式会社 檜ハウジングのポイント

POINT
01

相続コーディネーターの 資格を有するスタッフの在籍

お客様のお悩みを聞き、最善の方法をご提案。手続きの流れも丁寧に説明いたします。安心してご相談ください。



POINT
02

地元「大東市」にて 20年の地域密着企業

長年この街を見てきた私達だからこそできるご提案があります。蓄積された地元情報にもとづく確かな査定はもちろん、その他この街のことなら何なりとお聞かせください。



POINT
03

士業との連携で 相続登記をサポート

法改正により、これまで義務のなかった相続登記が義務化されます。(令和6年4月1日より) 弊社では、提携の司法書士や弁護士との連携でスムーズに相続登記が行えるようサポートいたします。

不動産売却時は

荷物そのままでも大丈夫!

不動産の残置物処分も提携の業者をご紹介します。
寄り添った価格にて対応させていただきます。

ご相談は無料・秘密厳守にてご対応させていただきます。まずはご相談ください。

CENTURY 21

檜ハウジング

〒574-0074 大阪府大東市谷川2丁目8-35

宅地建物取引業免許 大阪府知事(4)第50738号

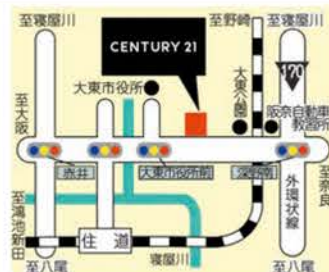
TEL.072-816-0021

営業時間 9:00~19:00 定休日 水曜日、第2・4火曜日定休

センチュリー21の
加盟店は
すべて独立・自営です



専用
駐車場
ご用意あります!



不動産のお悩みごとなら

アーキライフに

ご相談ください

大東市に
自信あり!



※条件によっては買取できない場合もある

Point 1 地域密着

アーキライフは大東市に密着した不動産業者です。地域の皆様の思い出のある土地やお家を、心を込めて買取いたします。

Point 2 即金買取

お客様のご都合に合わせて、最短一週間で現金化が可能です。できるだけ早く・高く買い取ることを目指しています。

Point 3 査定無料

売却査定はお電話1本で無料にて賜ります。

Point 4 秘密厳守

誰にも知られないように、売却を進めることが可能です。

買取査定を申し込まれた方に
商品券を進呈



お気軽に
お問い合わせ
ください

0120-04-1118

アーキライフ株式会社



アーキライフ株式会社

検索

大阪府知事(2)第58878号

■営業時間/9:00~19:00

■所在地/大阪府大東市谷川2丁目8番50号

■定休日/毎週水曜日・第2木曜日

■TEL/072-874-2525

■FAX/072-874-2555